



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第864号 令和7年8月26日発行

目次

【告示】

- | | | |
|-----|--------------------------------------|----------|
| 440 | 漁船損害等補償法の規定による同意を求め
るための事前届出があった件 | 漁業管理調整課 |
| 441 | 保安林予定森林に関する通知を受けた件 | 森林土木・保全課 |

徳島県告示第四百四十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二により縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

鳴門市北灘町粟田字西傍示二六五 四 橋本 莊司

同 字湊一〇 一 清水 豊司

2 加入区

粟田加入区

3 漁船損害等補償法第一百三十一条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

北灘漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

1 縦覧期間

令和七年八月二十六日から同年九月九日まで

2 縦覧場所

鳴門市北灘町宿毛谷字相ヶ谷一番地一

北灘漁業協同組合

徳島県告示第四百四十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和七年八月二十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡那賀町大久保字イヤ谷五五、五六、雄字かんばら一〇一、字小谷口一二六の一七、一二六の二一、字五味六の一、七、八の一、八の五、八の八、九の一、一〇の一、一〇の三、一三の二、一三の三、三八、字中津六六の一、六六の二九、六六の三八から六六の四〇まで、字南尻五九の六、字奥畑四七の一六

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)